

# AA1000 ASSURANCE STANDARD 2008

AA1000 保証基準 2008 日本語翻訳版

AA1000



AccountAbility



# 目次

はしがき	5
i. AA1000 保証基準の進化	5
ii. 改訂プロセス	5
序文	6
i. AA1000AS サステナビリティ保証のねらいと利点	6
ii. 本基準の範囲	7
<b>1. AA1000AS(2008) の目的</b>	<b>8</b>
<b>2. AA1000AS(2008) の適用</b>	<b>9</b>
2.1 AA1000AS(2008) 保証業務の種類	9
2.2 AA1000AS(2008) 保証の水準	10
2.3 本基準の適用に関する記載	12
2.4 他の基準およびガイダンスとの関係	12
<b>3. AA1000AS(2008) 保証業務の受諾</b>	<b>13</b>
<b>3.1. 保証業務範囲</b>	<b>13</b>
3.1.1 対象となる開示事項	13
3.1.2 適合する規準	13
3.1.3 保証水準	14
<b>3.2 独立性および公正不偏性</b>	<b>14</b>
<b>3.3 保証業務実施能力</b>	<b>15</b>
3.3.1 保証業務実施者の能力	15
3.3.2 保証提供者の能力	15
<b>3.4 正当な注意</b>	<b>15</b>
<b>3.5 保証業務協定（契約）</b>	<b>16</b>



4. AA1000AS(2008) 保証業務の実施 .....	17
4.1 保証業務の計画 .....	17
4.2 保証業務の実施 .....	18
4.2.1 AA1000AP への充足に関する評価 .....	18
4.2.2 特定のサステナビリティパフォーマンス情報の評価 .....	19
4.2.3 限定 .....	20
4.2.4 文書化 .....	20
4.3 保証提供者による報告 .....	21
4.3.1 保証報告書 .....	21
4.3.2 経営者に対する報告 .....	22
5. 用語の定義 .....	23
6. 付録 .....	25



## i. AA1000 保証基準の進化

AA1000 保証基準（以下、AA1000AS という。（訳者挿入））の初版（以下、AA1000AS（2003）という。（訳者挿入））は、世界初のサステナビリティ保証基準として 2003 年に発行された。本保証基準は、サステナビリティパフォーマンスおよび報告における信憑性と品質の保証を目的として開発されたものであり、サステナビリティ業界、投資者層、NGO、労働団体、産業界等からの数百の団体との 2 年間にわたる、広範な世界的コンサルテーションの結果であった。AA1000AS（2003）は、1999 年に発行された AA1000 フレームワーク基準において提案されたサステナビリティ保証に関する情報に取って代わる基準であった。AA1000AS（2003）は、原則の適用に関する指針注釈書（a Guidance Note）および保証業務実施中の原則の適用に関するケーススタディ 5 件を含む利用者向け注釈書（a User Note）によって補足されていた。2008 年版 AA1000AS、すなわち、AA1000AS（2008）は、AccountAbility の保証基準第 2 版である。AA1000AS（2008）は、サステナビリティ保証における実務や経験の拡大をもとに作成されており、AccountAbility が過去に発行したすべての AA1000 保証基準に取って代わるものである。

## ii. 改訂プロセス

AA1000AS（2008）は、幅広い複数のステークホルダーから意見聴取を行うプロセスを用いて開発された。調査の初期段階に大規模なオンラインアンケートを実施し、次いで 20 カ国において広範なステークホルダー層への対面調査および特定のステークホルダーグループとのワークショップを実施した。出された意見はすべて、AccountAbility 基準専門委員会（以下、TC という。（訳者挿入））が検討し、公開レビューのための草案を作成した。公開レビューには、60 日から 90 日の公開レビュー期間が 3 回設定された。すべての公開レビューでは、wiki ソフトウェアを使用し、完全な透明性を確保した共同作業によって草案を作成するという形式がとられた。各公開レビュー期間の間および最終レビュー期間後、TC は当該草案のレビューと改訂を行った。最終草案は、TC が承認し、AccountAbility 運営委員会に提出され、運営委員会の承認を受けて発行された。

基準に関する理解が高まることは、基準の改善プロセスが継続することを意味する。AA1000AS（2008）の利用者およびステークホルダーと継続的に関わることによって、AccountAbility は、これらとの関わりで得た理解を、当該保証基準への追加ガイダンスおよび改訂という形で反映できる。AA1000 シリーズの継続的な改善が可能となるよう、皆様の AA1000AS（2008）に関する経験を私たち AccountAbility と共有させていただきたい。



## i. AA1000AS サステナビリティ保証のねらいと利点

AA1000AS（2008）は、サステナビリティの非財務側面を、財務報告およびその保証と整合させるための土台となるものである。本保証基準は、保証提供者にとっては、データの単なる検証ではなくそれを越えた保証を行うため、報告組織体によるサステナビリティの管理方法を評価するためおよびその管理とパフォーマンス結果を保証報告書に反映させるための手段を提供している。

AA1000AS（2008）は、組織体による AA1000AccountAbility 原則（以下、AA1000AP という。（訳者挿入））の充足の状況およびサステナビリティパフォーマンスに関する開示情報の質を評価することによって、サステナビリティに関する課題への組織体の管理、実施および報告について説明するための総合的な方法を提供している。

また、AA1000AS（2008）は、温室効果ガスの排出量、環境マネジメントシステム、持続可能な森林管理、あるいはフェアトレードラベルのような、サステナビリティの個々の側面を扱う広範な他の検証および認証スキームもその適用対象としてとらえ、整理する手段を提供している。

サステナビリティ報告は、ステークホルダーが組織体のサステナビリティパフォーマンスを理解し、情報に基づいた意思決定を行うのに十分な情報をステークホルダーに提供することを目的としているため、サステナビリティ報告に記載されている情報が AA1000AS（2008）の出発点となっている。

信憑性は、有効なサステナビリティ報告にとり、その前提条件である。信憑性は、一般に認められた専門職業基準を適用する場合、独立的な外部保証を通じ、格段に向上しうる。報告組織体およびそのステークホルダーの間では、厳格で独立的な外部保証は、組織体の報告の信憑性と有効性、ひいてはそのパフォーマンスを高める鍵となる方法であるとの認識が広がっている。



## ii. 本基準の範囲

本基準は以下の事項を含む。

- 本基準の適用
- 本基準を適用する保証業務の受諾
- 本基準に準拠した保証業務の実施

本基準は、AA1000 AccountAbility Principles Standard (2008) (以下、AA1000APS (2008) という。(訳者挿入)) を必ず参照することとしており、また、指針である Guidance for the Use of AA1000AS (2008) により補足される。

# 1. AA1000AS (2008) の目的

AA1000AS (2008) は、サステナビリティ保証の実施要件を提供する国際的に認められた基準であり、自由に入手することが可能である。

AA1000AS (2008) に準拠したサステナビリティ保証では、以下に関する評価を実施し、その結論を表明する。

- AA1000 AP の充足の状況および程度
- (実施可能な場合) サステナビリティパフォーマンスに関する開示情報の質

本基準は、主として、サステナビリティ保証の業務実施者および業務提供組織体による利用を予定している。本基準に準拠した保証を求める報告書作成者、ならびにサステナビリティ保証報告書および意見書の利用者や他の基準の策定者にとっても、本基準は有用であると思われる。

注：AA1000AP は、AA1000 AccountAbility Principles Standard に記載されている。



## 2. AA1000AS (2008) の適用

### 2.1 AA1000AS (2008) 保証業務の種類

AA1000AS (2008) サステナビリティ保証業務は、以下の二種類に大別される。

#### タイプ1——アカウントビリティ原則の充足状況の保証（訳者一部挿入）

保証提供者は、組織体が AA1000 AP の 3 原則すべてを充足しているかについてその状況および程度を評価するものとする。

AA1000AP に基づく保証は、組織体のサステナビリティパフォーマンス管理方法に関する保証をステークホルダーに与えることを意図しており、また、サステナビリティ報告情報の信頼性の検証を行うことなく、当該組織体がサステナビリティ報告の中でサステナビリティパフォーマンスをどのように伝えているかについて保証を与えることを意図している。

保証提供者は、開示情報、組織体が AA1000AP を充足することを確保するために構築しているシステムおよびプロセス、ならびに AA1000AP の充足の状況を示すパフォーマンス情報を評価する。タイプ1の保証では、パフォーマンス情報の評価において、保証提供者が当該パフォーマンス情報の信頼性について結論を表明することは求められていない。むしろ、保証提供者は、AA1000AP の充足の状況の評価の際の証拠資料としてパフォーマンスに関する情報を使用する。保証提供者が証拠として求める情報の種類に制約はない。

主張（アサーション）に基づく保証アプローチが AA1000AS (2008) を準拠するものであっても、上記の評価は、AA1000AP の充足に関する経営者の明確な主張に基づいて行う必要はない。

AA1000AP の充足に関する保証のために、保証提供者は、組織体の AA1000AP の充足の状況および程度に関する発見事項および結論を提供する。

#### タイプ2——アカウントビリティ原則の充足状況および特定のパフォーマンス情報の信頼性の保証（訳者一部挿入）

保証提供者は、タイプ1と同様に、組織体における AA1000AP の充足の状況および程度を評価するものとする。

タイプ2の保証業務を実施する場合、保証提供者は、特定のサステナビリティパフォーマンス情報の信頼性についても評価するものとする。特定のサステナビリティパフォーマンス情報とは、保証提供者と報告組織体が保証業務の範囲に含めることを合意した情報をいう。特定情報の選択は、重要性の判断に基づいて行われ、保証報告書の想定利用者にとって意味のある情報が求められる。開示される特定のサステナビリティパフォーマンス情報の信頼性の評価のみを行う保証業務は、AA1000AS (2008) を準拠していないことになる。

特定のサステナビリティパフォーマンス情報の信頼性の評価は、サステナビリティパフォーマンスに関する経営者の明確な主張に基づくものであり、当該主張の完全性および正確性についてのレビューが含まれる。

特定のサステナビリティパフォーマンス情報の保証では、保証提供者は、当該情報の信頼性に関する発見事項および結論を提供する。

もし組織体はその報告書において特定の報告フレームワークの遵守に関する主張を記載し、当該報告フレームワークの遵守が特定のサステナビリティパフォーマンス情報の範囲に含まれ保証の対象となっているならば、保証提供者は当該報告フレームワークの遵守に関する発見事項および結論を提供する。

## 2.2 AA1000AS (2008) 保証の水準

保証業務は、高い水準の保証を提供するか、または中程度の水準の保証を提供するために実施されるであろう。さまざまな主題が1つの保証業務において取り込まれることもあろうから、同一の保証報告書において、ある主題については高い水準の保証が表明され、それ以外の他の主題については中程度の水準の保証が提供されるであろう。

高い水準および中程度の水準の保証の特徴ならびに関連する保証手続をまとめたのが次の表である。



高い水準および中程度の水準の保証の特徴		
	高い水準の保証	中程度の水準の保証
<b>目的</b>	<p>保証提供者が高い水準の保証を実現できるのは、保証報告書を裏付けるのに十分な証拠を入手し、その結果、誤った結論を表明するリスクをゼロではないが極めて低い水準にまで低減できている場合である。</p> <p>高い水準の保証は、組織体と言及している主題に関する情報開示に対する高い水準の信憑性を利用者へ提供するであろう。</p>	<p>保証提供者が中程度の水準の保証を実現できるのは、保証報告書を裏付けるのに十分な証拠を入手し、その結果、誤った結論を表明するリスクを低減できているものの、ゼロでも極めて低い水準でもない場合である。</p> <p>中程度の水準の保証は、組織体と言及している主題に関する情報開示に対する利用者の信憑性を高めるであろう。</p>
<b>証拠の特徴</b>	<p><b>制限無し</b></p> <p><b>AA1000AP の充足状況に対して</b></p> <p>組織体内部・外部の情報源およびステークホルダーを含めた関係者から入手した証拠。証拠収集は当該組織体の全階層で行う。</p> <p><b>特定のパフォーマンス情報の信頼性に対して</b></p> <p>確証的な証拠を含む広範で詳細な証拠収集および組織体の下位階層での十分なサンプリング調査。情報の信頼性を重視する。</p>	<p><b>高い水準の保証に比べ範囲は狭い</b></p> <p><b>AA1000AP の充足状況に対して</b></p> <p>組織体内部の情報源および関係者から入手した証拠。証拠収集は組織体内の経営者層に限定されることが通常である。</p> <p><b>特定のパフォーマンス情報の信頼性に対して</b></p> <p>質問および分析的手続を含めた詳細さを限定した証拠収集、および必要に応じて組織体の下位階層での限定的なサンプリング調査。情報の蓋然性を重視する。</p>
<b>保証報告書</b>	<p><b>AA1000AP の充足状況に対して</b></p> <p>組織体による情報開示に関する充足の状況および程度に関する結論</p> <p><b>特定のパフォーマンス情報の信頼性に対して</b></p> <p>信頼性に関する結論</p>	<p><b>AA1000AP の充足状況に対して</b></p> <p>実施した業務に基づく、組織体による情報開示に関する充足の状況および程度に関する結論</p> <p><b>特定のパフォーマンス情報の信頼性に対して</b></p> <p>実施した手続に基づく信頼性に関する結論</p>



### 2.3 本基準の適用に関する記載

本基準の要求事項を満たした保証業務のみについて、当該保証は AA1000AS（2008）に準拠して提供されている旨が記述されるものとする。

### 2.4 他の基準およびガイダンスとの関係

AA1000APS（2008）には、アカウントビリティ原則の充足状況の評価規準が示されている。

慣習、法的要求事項、基準、ガイドラインおよび他のフレームワークが、サステナビリティパフォーマンス情報の評価に利用される規準を提供するであろう。これらは、特定のパフォーマンス課題、システム、プロセス、物的特徴または行動を対象とするであろう。これらは、主題またはシステムを特定化し、検証または認証プログラムと関連づけさせるであろう。そのような場合には、これらの検証または認証を証拠として利用することが容認されるであろう。

AA1000AS（2008）の補足として Guidance for the use of AA1000AS（2008）と題する指針注釈書が発行されている。この指針注釈書は、保証業務の業務実施者、保証を求めている報告組織体および保証報告書の利用者であるステークホルダーが利用することを意図している。

## 3. AA1000AS (2008) 保証業務の受諾

### 3.1 保証業務範囲

保証提供者は、2.1 項の要求事項に基づき、報告組織体と保証業務の範囲について合意するものとする。合意は書面で行われるものとする。

タイプ2の保証業務を受諾する場合、保証業務の対象となる特定のパフォーマンス情報が、保証報告書の想定利用者にとって意味のあるものとなりうるように、保証提供者は重要な課題を考慮に入れるものとする。

保証業務の受諾に先立ち、保証提供者は、AA1000AS (2008) の要求事項を満たすことができ、報告組織体が誠実に行動していると確信しているものとする。特に、保証提供者は、保証業務の主題が適切であり、かつ業務実施者が発見事項および結論を裏付けるに十分な証拠を利用できることを確信しているものとする。

#### 3.1.1 対象となる開示事項

保証提供者は、保証業務の対象となるすべての開示事項（例えば、報告書およびその他の様式でのコミュニケーション）を識別し、報告組織体と合意するものとする。

#### 3.1.2 適合する規準

保証提供者は、アカウンタビリティ原則の充足を評価するために、AA1000APS (2008) の規準を適用するものとする。

保証提供者は、特定のパフォーマンス情報を評価するための適合する規準が存在しないならば、タイプ2の保証業務を受諾しないものとする。

適合する規準とは、目的適合的であり、完全であり、信頼でき、中立であり、かつ理解可能な規準である。規準はすべて公開され利用可能であるものとする。

規準は、確立することができるか、または個々に開発することができる。確立された規準は、規制による要求事項、他の基準、ガイドライン、またはフレームワークに存在しており、また、独立的なピアレビューまたは複数のステークホルダーの関与を経て開発されてきているであろう。確立された規準を用いるのが望ましい。



### 3.1.3 保証水準

保証提供者は、提供する保証水準について報告組織体と合意するものとする。保証水準は、異なる保証水準の組み合わせになる場合もある。たとえば、原則の充足状況（タイプ1およびタイプ2共通）に関して高い水準または中程度の水準の保証で、かつ特定のパフォーマンス情報に関するタイプ2の保証業務に対して、高い水準、中程度の水準、またはその組み合わせの保証を提供するといった場合である。保証水準は、保証業務協定書に文書化するものとする。

保証提供者は、合意した保証水準が達成可能である（たとえば、システム、プロセス、証拠が存在する）との十分な確信を得てから保証業務を開始するものとする。保証業務は、合意した保証水準を達成するのに十分な証拠が入手できるように計画され、実施されるものとする。

保証提供者は、保証業務の実施途中において、正当な理由なく保証水準を引き下げる変更に合意しないものとする。正当な理由により保証レベルを引き下げる場合は、保証報告書において説明するものとする。

保証報告書は、当該保証業務において合意した保証水準を反映するものとする。いかなる理由であれ、保証業務実施中に合意した保証水準を達成できないならば、その理由を保証報告書において説明するものとする。

## 3.2 独立性および公正不偏性

保証提供者は、組織体またはそのステークホルダーとの利害関係により、独立かつ公正不偏な保証報告書を作成し発行することが著しく制限されるならば、保証業務を受諾しないものとする。

保証提供者は、以下のすべての開示を含んだ独立性および公正不偏性に関する意見書を公表するものとする。

- 保証提供者が独立かつ公正不偏な保証報告書を提供する能力に影響を与えると認識されるすべての利害関係（財務上、商業上、報告書作成上、ガバナンス上または所有者の立場上の関係を含む）
- 保証提供者または保証業務実施者に対して拘束力を有する、独立性の確保のためのすべての仕組みまたは専門職業規範





### 3.3 保証業務実施能力

もし必要な保証業務実施能力を有していないならば、保証提供者は保証業務を受諾しないものとする。

保証提供者は、保証業務に関与する個々の保証業務実施者、または、外部の専門家を含む組織体が実際に説明できるだけの十分な保証業務実施能力を有していることを確保するものとする。

保証提供者は、過度のリスクが存在しないことを条件に、報告組織体から要請があった場合には、その保証業務に関与する保証業務実施者の保証業務実施能力に関する情報を、利害関係のあるステークホルダーが利用できるように準備するものとする。

#### 3.3.1 保証業務実施者の能力

保証提供者は、保証業務に関与する個々の保証業務実施者および外部専門家が、チームとして、少なくとも以下の分野すべてに関して実際に説明できるだけの十分な能力を有していることを確保するものとする。

- アカウンタビリティ原則
- 報告および保証に関する実務および基準の適用
- サステナビリティの主題（当該保証業務における特定の主題を含む）
- ステークホルダー関与（ステークホルダーエンゲージメント）

#### 3.3.2 保証提供者の能力

組織的な保証提供者は、十分な組織としての能力を証明することができるものとする。

当該能力には以下のすべてが含まれるものとする。

- 提供業務の品質確保のための保証業務監視メカニズム
- 保証プロセスの法的側面に対する理解
- 高品質な保証業務の提供を確保するためのインフラストラクチャーまたはシステム



### 3.4 正当な注意

保証提供者および個々の保証業務実施者は、その保証報告書の利用者のニーズ、実施業務の重要性および必要な保証業務実施能力に従って常に正当な注意を払うものとする。

### 3.5 保証業務協定（契約）

保証業務の契約条件については書面で合意するものとする。

もし契約書に少なくとも以下がすべて記載されているならば、組織体にある既存の契約手続を利用することが容認されるものとする。

- 報告組織体および保証提供者の責任
- 主題
- 保証業務の範囲（保証業務の種類および保証水準を含む）
- AA1000AS（2008）に準拠して保証を提供する旨の意思



## 4. AA1000AS (2008) 保証業務の実施

### 4.1 保証業務の計画

保証提供者は、有効な保証業務を実施できるように保証業務を計画するものとする。計画は、合意された範囲内での証拠収集および評価に関する明確な戦略設定を含む。

適切な計画を行うことにより、十分に総合的で、強く、かつバランスのとれた保証プロセスが確保される。計画は、相互作用的なプロセスであり、保証提供者が入手した証拠に応じて計画を修正しなければならないこともあるように、保証業務の全期間にわたり行うことになる。

計画プロセスの内容および範囲は、保証業務の規模や複雑性に応じて異なる。計画の際、保証提供者は以下のすべてを考慮するものとする。

- 実施すべき作業および活動
- 必要な証拠収集量、サンプリング方法およびリスクの関連付け
- 必要な経営資源
- 保証業務のスケジュール

保証提供者は、少なくとも以下をすべて含む保証業務計画書に上記の4項目を記載するものとする。

- 保証業務の目標
- 適用する保証基準
- 役割と関係
- 保証業務の範囲
- 適用する規準
- 保証水準
- 以下のすべてを含む保証戦略
  - リスク評価
  - 必要な証拠量



- 以下のすべてを含む作業および活動
  - 証拠収集方法
  - 必要な経営資源
  - スケジュール

### 4.2 保証業務の実施

保証提供者は、専門職業的な懐疑心を持って保証業務を実施するものとする。このことは、入手した証拠の妥当性および当該証拠の含意を評価し、疑いをもつことを意味する。

#### 4.2.1 AA1000AP への充足に関する評価

保証業務実施中、保証提供者は、組織体の AA1000AP（包括性、重要性、および対応性）の充足の状況および程度に関する発見事項および結論を評価し報告するものとする。保証提供者は、AA1000APS（2008）の規準を適用するものとする。

AA1000AP の充足を中程度の保証水準で評価するための最小限の証拠収集には以下のすべてを含むものとする。

- AA1000AP を充足するため、およびその充足を評価するために利用したプロセスの理解およびサンプルベースでのテスト
- AA1000AP を充足するために利用したプロセスの有効性について、経営者（役員階層および職能階層での上層部を含む）への質問およびサステナビリティに関する事項を日々管理する責任のある担当管理者への質問
- 組織体全体にわたる、経営管理実務、プロセスのテストおよび証拠収集についてサンプルベースでの観察および視察。
- AA1000AP の充足を裏付ける文書証拠および経営者確認書の入手および評価。

高い水準の保証に対して、保証提供者は、すべての領域においてより広範な証拠の入手にも努め、入手可能な場合には、ステークホルダーに直接かかわることによって、確証的証拠の入手にも努めるものとする。

高い水準の保証に対して、保証提供者は、誤った結論を表明するリスクをゼロではないが極めて低い水準にまで低減するのに十分な証拠を入手するものとする。

さらに詳しいガイダンスについては、Guidance for the use of AA100AS (2008) の指針注釈書を参照のこと。

#### 4.2.2. 特定のサステナビリティパフォーマンス情報の評価

もし保証業務の範囲に含まれているならば、保証提供者は、特定のサステナビリティパフォーマンス情報の信頼性に関する発見事項および結論を評価し報告するものとする。

保証提供者は、保証業務の範囲に含めることで合意した事項に関するサステナビリティパフォーマンスの情報開示を裏付けるのに使用したシステム、プロセス、情報およびデータを評価するものとする。サステナビリティパフォーマンス情報の評価の範囲では、結論の対象となるパフォーマンス情報を指定するものとする。結論の対象となるパフォーマンス情報には、もし特定されるならば、報告フレームワークへの準拠が含まれるであろう。

保証提供者は、情報開示およびその基礎となるシステム、プロセス、情報およびデータの質を評価するものとする。

特定のパフォーマンス情報の信頼性を中程度の保証水準で評価するための最小限の証拠収集には以下のすべてを含むものとする。

- 特定のパフォーマンス情報の管理状況および情報収集プロセスの理解
- 特定の情報を管理するためのシステムおよびプロセスの設計に対するレビュー
- 情報の測定および収集（原始証憑から集計まで）ならびに情報収集プロセスに関する報告に対する全般的な責任を持つ担当者個人に対するサンプルベースでの質問

- 分析的手続（たとえば、トレンド分析）の実施
- 経営管理実務、プロセスのテストおよび証拠収集（原始証憑から集計まで）についてサンプルベースでの観察および視察
- サンプルベースでの限定的な詳細テスト（たとえば、算定の再計算）
- 実施した保証業務の作業を裏付けるための、文書証拠および経営者確認書の収集および評価
- 開示された内容が保証プロセスでの発見事項と整合していることの確認

高い水準の保証に対して、保証提供者は、すべての関連する領域においてより広範な証拠の入手にも努め、入手可能であれば、確証的証拠を入手するようにも努めるものとする。

高い水準の保証に対して、保証提供者は、誤った結論を表明するリスクをゼロではないが極めて低い水準にまで低減するのに十分な証拠を入手するものとする。

さらに詳しいガイダンスについては、Guidance for the use of AA100AS (2008) の指針注釈書を参照のこと。

### 4.2.3 限定

サステナビリティに関する情報開示、保証業務または証拠収集の範囲におけるどのような限定も保証報告書に記載され、もし経営者への報告書が作成されるならば、経営者への報告書にも反映されるものとする。

情報開示の範囲が限られている場合、保証提供者は、その保証報告書においてこの限定を記載するとともに、他のサステナビリティに関する課題やステークホルダーに対応するためのコミュニケーションの必要性を記載するものとする。

保証提供者は、保証業務の間に直面した限定のため保証業務を継続することが不可能であるかどうかを判断し、適切な措置を取るものとする。

### 4.2.4 文書化

保証提供者は、関連する証拠の必要な写しを保存するとともに、証拠を文書化するものとする。また、保証提供者は、保証業務計画、重要性の評価および下した判断ならびに結論についても文書化するものとする。

## 4.3 保証提供者による報告

### 4.3.1 保証報告書

保証プロセスの結果は、公表される保証報告書において、保証提供者が提供する一連の発見事項、結論および提言である。

情報開示の範囲または保証業務に対する限定のすべては、保証報告書に記載されるものとする。

保証報告書において AA1000AS (2008) への準拠を主張するためには、保証提供者は、保証報告書の要求事項を含め、AA1000AS (2008) のすべての要求事項を満たしているものとする。

AA1000AS (2008) による保証報告書は、保証業務において適用した基準による要求事項と同様に、法的に要求される他の意見を含む場合もあるであろう。

保証報告書には、少なくとも以下の情報をすべて含むものとする。

- 保証報告書の想定利用者
- 報告組織体および保証提供者の責任
- AA1000AS (2008) への参照を含めて、適用した保証基準
- 提供した保証の種類を含めて、その範囲に関する説明
- 対象とした情報開示に関する説明
- 方法論の説明
- すべての限定



- 適用した規準の引用
- 保証水準の表明
- (すべてのタイプの保証において) AA1000AP の包括性、重要性および対応性の AA1000AP の充足に関する発見事項および結論
- (タイプ2の保証だけに対して) 特定のパフォーマンス情報の信頼性に関する発見事項および結論
- 観察事項および／または提言
- 保証提供者の専門的能力と独立性に関する注記
- 保証提供者の名称
- 日付および場所

### 4.3.2 経営者に対する報告

もし保証業務契約において合意がなされているならば、保証提供者は、経営者に対する報告書を作成するものとする。

経営者に対する報告書において伝える結論と、公開され利用可能な保証報告書に記載した結論との間には重要な差異がないものとする。その意思決定に関連する場合、経営者に対する報告書には、サステナビリティに関する情報開示の範囲、保証業務または証拠収集におけるすべての限定を記載するものとする。

## 5. 用語の定義

### 保証 (Assurance)

この用語は、通常、情報開示の信憑性を向上させるために、保証提供者が、ある組織体のパフォーマンスに関する情報開示ならびにその基礎となるシステム、データおよびプロセスについて、適合する規準および基準に照らしてそれらを評価するために採用する方法およびプロセスをいう。保証には、保証報告書において保証プロセスの結果を伝達することが含まれる。

### 保証業務 (Assurance engagement)

想定利用者のための情報の信憑性を向上させるために、保証提供者が、ある組織体のパフォーマンスに関する情報開示ならびにその基礎となるシステム、データおよびプロセスについて、適合する規準および基準に照らしてそれらを評価し、その結論を表明する業務。

### 保証業務実施者 (Assurance practitioner)

保証業務を提供するのに適格である個人。

注：保証提供実施者は、保証提供者のチームの一員であり、保証提供者に勤務しているのが通常であろう。

### 保証提供者 (Assurance provider)

保証業務を提供する組織体。

注：保証提供者は、保証業務のために、能力を有する保証業務実務者および他の専門家によるチームを編成するであろう。

### 報告組織体 (Reporting organization)

サステナビリティに関する課題の情報開示の準備および公表について責任を有し、かつサステナビリティ報告書に関する保証業務の実施を保証提供者と契約する組織体。

### 特定のパフォーマンス情報 (Specified performance information)

タイプ2の保証業務の範囲に含まれる、サステナビリティに関する課題またはそのプロセスについての行動声明書(関連する社内の方針や規則またはそれに類するもの(訳者挿入))またはデータ。

### ステークホルダー (Stakeholder)

ステークホルダーとは、ある組織体の活動、製品、またはサービスおよびそれらに関連したパフォーマンスに影響を与える、および／またはそれらの影響を受ける可能性がある個人、個人の集団、または組織体。

注：ステークホルダーには、当該組織体に関する知識または見解を有する者すべてが必ずしも含まれない。組織体には多数のステークホルダーが存在するであろうが、ステークホルダー毎に関与の仕方およびその程度が明らかに異なっていたり、また、それぞれの利害および関心事項が多岐にわたったり、相互に相容れないこともある。

### ステークホルダー関与 (Stakeholder engagement)

組織体に関連するステークホルダーと関与するために用いる戦略およびプロセスならびにその関与の結果。

### サステナビリティ保証 (Sustainability assurance)

サステナビリティパフォーマンスに関する情報開示、およびその基礎となるシステム、データおよびプロセスについて、適合する規準および基準に照らしてそれらを保証すること。

### サステナビリティ保証業務 (Sustainability assurance engagement)

サステナビリティパフォーマンスに関する情報開示に関連する保証業務。

### 持続可能な発展 (Sustainable Development)

将来の世代が彼らのニーズを満たす可能性を損なうことなく現世代のニーズを満たす発展。

出典：環境と開発に関する世界委員会 (WCED) ブルトラント委員会 1987 年報告書



## 6. 付録

### A. AA1000 シリーズについて

AA1000 シリーズは、次の3つの基準から構成されている。

**AA1000APS (2008) AccountAbility 原則基準**

**AA1000AS (2008) 保証基準**

**AA1000SES (2005) ステークホルダーエンゲージメント基準**

シリーズの補足資料として、指針注釈書 (Guidance Note) および利用者向け注釈書 (User Notes) が発行されている。指針注釈書、たとえば Guidance for the use of AA1000AS (2008) では、これらの基準の適用方法に関する情報が提供されている。利用者向け注釈書は、これらの基準の適用例が提供されている。

### B. AccountAbility 基準専門委員会

Jennifer Iansen-Rogers, KPMG - Chair

Glenn Howard Frommer, MTR Corporation

Dominique Gangneux, ERM

Chuck Gatchell, Nike, Inc. (2008年2月まで)

Sean Gilbert, GRI

Adrian Henriques, Middlesex University

Vernon Jennings, Independent Consultant

Eileen Kohl Kaufman, SAI

Dave Lucas, Eskom

Paul Monaghan, Cooperative Financial Services

Johan Piet, Transparability

Preben J. Sørensen, Deloitte

Chris Tuppen, BT (2008年2月まで)

Ian Wood, BT (2008年2月以降)

David York, ACCA



## C. AccountAbility について

AccountAbility ([www.accountability21.net](http://www.accountability21.net)) は、グローバルなネットワークを持つ非営利団体であり、ロンドン、ワシントン、北京、ジュネーブ、サンパウロおよびサンフランシスコに代表を置く。AccountAbility は、持続可能な発展を前進させるアカウンタビリティの革新的な取り組みを推し進めるために 1995 年に設立された。AccountAbility は、企業、政府および市民社会組織体と協力し、責任ある事業経営実践および官民機関の協力のためのガバナンスを推進している。

AccountAbility による最先端のアカウンタビリティの革新的取り組みとして、

サステナビリティ保証およびステークホルダーエンゲージメント基準に関する「AA1000 シリーズ」

「パートナーシップ、ガバナンスおよびアカウンタビリティに関するフレームワーク (Partnership, Governance and Accountability framework)」

責任ある事業経営実践の連絡および 100 カ国を超える競争をカバーした「責任ある競争指標 (Responsible Competitiveness Index)」、および、

CSR ネットワーク (csrnetwork) と共同で、毎年 Fortune International 誌上で発表される世界の大手企業を対象とした「アカウンティングランキング (Accountability Rating)」

が挙げられる。

AccountAbility は、企業、国際開発機関、NGO および労働団体が国際的に連携して、グローバルサプライチェーンの中での各国の競争力と労働基準との関連性について取り組む「MFA Forum」を主催している。AccountAbility と Boston 大学の the Centre for Corporate Citizenship は、IBM および GE と共に「Global Leadership Network」の共同創設者かつ主催者である。「Global Leadership Network」は、共同学習および関連する分析ツールならびにベンチマーク試験を発展させることによって、事業戦略に対する企業責任の連携を構築する役割を負った主要企業の国際的ネットワークである。



# AA1000 Assurance Standard 2008

## AccountAbility の関連出版物

- Guidance for the Use of AA1000AS (2008)
- AA1000 AccountAbility Principles Standard (2008)
- AA1000 Stakeholder Engagement Standard (2005)
- Certification as a Sustainability Assurance Practitioner
- Critical Friends: The Emerging Role of Stakeholder Panels in Corporate Governance, Reporting and Assurance
- Redefining Materiality
- The Materiality Report: Aligning Strategy, Performance and Reporting
- The Stakeholder Engagement Manual

AA1000AS (2008) の開発に支援および参加頂いた多数の組織体や個人の皆様に対して AccountAbility より感謝の意を表す。

ISBN : 978-1-901693-55-3 (英文原版)

**AccountAbility UK**  
250-252 Goswell Road  
London EC1V 7EB  
T: +44 (0)20 7549 0400

**AccountAbility North America**  
1250 24th St. N.W. Suite 300  
Washington D.C. 20037  
T: +1 (202) 835-1692

[secretariat@accountability21.net](mailto:secretariat@accountability21.net)

## AA1000AS (2008) とは

- サステナビリティ保証の実施要件を提供する国際的に認められた基準であり、自由に入手が可能である。
- 組織体およびそのステークホルダーにとっての重要事項に照準を定めている。
- 保証提供者にとって、単なるデータの検証に留まらない手段を提供している。
- 保証提供者に対し、AA1000AP の充足の状況および程度に関する保証を提供すること、および実行可能な場合には、サステナビリティパフォーマンスに関する情報開示の質について保証を提供することを求めている。
- サステナビリティの個々の側面を扱う広範な他の検証および認証スキームもその適用対象としてとらえ、整理する手段を提供する。
- サステナビリティの非財務的側面を財務パフォーマンスにより整合させるための基盤を提供する。